

目 次

○ 策定の趣旨	1
○ 基本理念と重点課題	1
○ 計画の性格と期間	1
○ 男女共同参画プランキーワード	2
○ 基本目標1 男女平等と共同参画のための教育・啓発の推進	3
・ 課題1 学校・幼稚園・保育所等における男女平等教育の推進	3
・ 課題2 家庭・地域・職場における学習機会の整備	4
・ 課題3 人権意識を高めるための啓発活動の充実	4
○ 基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進	5
・ 課題4 市政に関わる意思決定、方針決定における女性のさらなる参画促進	5
・ 課題5 地域社会への男女共同参画の促進	5
・ 課題6 男女共同参画を支援する保育と介護システムの充実	6
・ 課題7 国際的視点による男女共同参画社会の促進	6
○ 基本目標3 女性の就業促進と労働条件の整備	7
・ 課題8 女性の職業能力の開発と就業促進	7
・ 課題9 職場の男女平等の確立と労働条件の整備	8
・ 課題10 労働福祉の充実	8
・ 課題11 雇用形態の多様化の対応した労働条件の格差是正	9
・ 課題12 自営業などにおける労働環境の整備	9
○ 基本目標4 性と生殖に関する健康と権利の増進	10
・ 課題13 性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護	10
・ 課題14 男女のライフステージに沿った健康づくり	10
○ 基本目標5 男女の安全で安心なくらしづくりの条件整備	11
・ 課題15 高齢者等の暮らしにおけるジェンダー問題を解消するための条件整備	11
・ 課題16 女性に対するあらゆる暴力の根絶	12
○ 基本目標6 男女共同参画社会実現のための総合施策の推進	13
・ 課題17 男女共同参画施策推進体制の充実	14
・ 課題18 男女共同参画センターの整備と相談・援護体制の充実	14
・ 課題19 市民力の形成	14
○ 計画の基本体系	

策定の趣旨

平成5（1993）年に、本市で初の女性プラン「川西市女性プラン～うるおいのある地域社会をめざして～」が策定されてから14年が経過し、その間に、男女平等に関する社会状況や人々の意識・くらしは急速に変化してきました。また、平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が制定されるなど法整備が進む中で、「川西市女性プラン」は、その状況に対応すべくほぼ5年ごとに改定を行ってきました。平成14（2002）年度の改定では、「女性プラン」を「男女共同参画プラン」と改称し、男女が性別に関わらず個性と能力を發揮し生き生きと暮らすことのできる社会「男女共同参画社会」の実現に向けて取り組みを進めてきました。

このプランは、平成15（2003）年度から平成24（2012）年度までの10年間を計画期間として策定されました。社会経済情勢の変化に対応した施策を効果的に推進するため、平成19（2007）年3月に出された川西市男女共同参画審議会答申「川西市男女共同参画プランの見直しについて―男女の自立と平等をめざして―」の趣旨を最大限に尊重し、男女が平等に生きることのできる社会の実現をめざし、後期実施計画を策定しました。

基本理念と重点課題

平成15（2003）年に策定された「川西市男女共同参画プラン～男女の自立と平等による共同参画をめざして～」は、平成11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえることを前提に、次の5つの基本的考え方が示されました。

- (1) 積極的格差是正政策（ポジティブ・アクション）の推進
- (2) ジェンダー問題に敏感な視点の組み入れ
- (3) エンパワーメント
- (4) 法的識字能力（リーガル・リテラシー）の強化
- (5) パートナーシップの推進

今回のプランの策定にあたっては、これまでの5つの基本的考え方に加えて、社会経済情勢の変化に対応して、次のことを付け加えます。

- (6) 生活と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）

◎ これらに基づいて、4つの重点課題を定め取り組みを進めます。

- ◆ 男女共同参画の子育て支援（男性職員の育児休業取得の促進などを含む）
- ◆ 女性の再就労支援（非正規雇用の正規雇用化や希望による継続雇用の保障を含む）
- ◆ 暴力の根絶
- ◆ 男女共同参画に関する条例の制定

計画の性格と期間

① 計画の性格

この計画は「川西市男女共同参画プラン」の後期実施計画として位置づけ、同プランの課題を継続して取り組んでいくことを基本に、社会経済情勢の変化等によって、新たに生じた課題を提示し、本市の基本的な方向性や具体的施策を明らかにしたものです。

この計画は「第4次川西市総合計画 川西こころ街計画2012」の後期計画に基づくものであり、市が策定した他の計画との整合性を図りながら、横断的かつ総合的に推進するものです。

この計画の推進にあたっては、行政だけでなく市民、企業、各種団体、市民グループ等、さまざまな主体が積極的かつ自主的な取り組みを進めることが大切です。そのため、各主体に対してもこの計画の趣旨に基づく参画と協働を求めるものです。

② 計画の期間

平成20（2008）年度から24（2012）年度までの5年間です。

男女共同参画プランキーワード

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

積極的格差是正政策（ポジティブ・アクション）

「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

ワーク・ライフ・バランス

少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、わが国の経済社会の活力を維持する上でも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。国の男女共同参画会議の下では、仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会では、「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」を提出し、平成13（2001）年7月に閣議決定されました。本決定では、「政府は、以下の施策を、基本的には平成13（2001）・14（2002）年度に開始し、遅くとも平成16（2004）年度までに実施する。これらの事業については、特段の配慮をし、必要な予算を確保し、緊急に実施する。」とし、「〈1〉両立ライフへ職場改革〈2〉待機児童ゼロ作戦－最小コストで最良・最大のサービスを〈3〉多様で良質な保育サービスを〈4〉必要な地域すべてに放課後児童対策を〈5〉地域こぞって子育てを」の5つの柱立ての下で、提言と具体的目標・施策を記述しました。

ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）といいます。「ジェンダー/gender」は、それ自体に「良い・悪い」の価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

ジェンダー問題に敏感な視点

「社会的性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものであります。このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

エンパワーメント

「力をつけること」を意味するこの言葉が一般的に言われたのは、平成7（1995）年の第4回世界女性会議（北京）の頃からです。国連女性開発基金代表ノイリーン・ヘイザーさんは「①自分自身の価値を認める意識 ②選択を決める権利 ③家庭の内外的で自分自身の生活をコントロールする能力 ④社会変革の方向に影響を与え、国内、国際的に公平な社会経済秩序を創造する力」と定義しています。

法的識字能力（リーガル・リテラシー）

リテラシー（識字）とは「読み書き能力」を意味し、人間が自立し、人権を確保して生活するためには識字能力が基本となります。法的識字能力とは、法律に盛り込まれた権利を使うためには、どうすればよいかを理解する能力のことです。

基本目標 1 男女平等と共同参画のための教育・啓発の推進

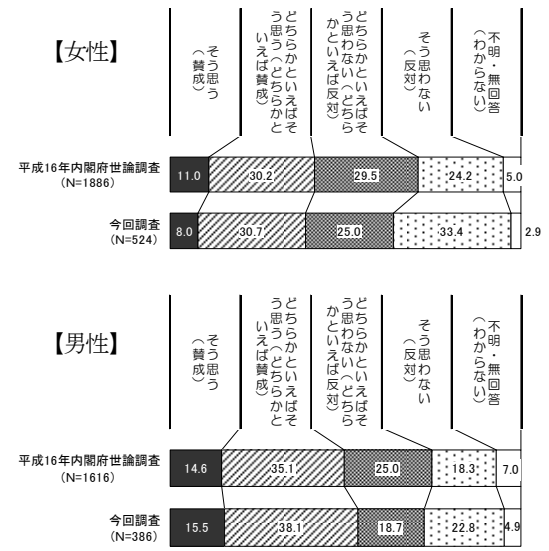
平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女平等の社会づくりが進められていますが、実質的な平等の実現には、まだ多くの努力が求められる状況にあります。

平成17(2005)年に実施された「川西市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担に賛成する人が、女性で38.7%、男性で53.6%あります。平成16(2004)年の内閣府の世論調査と比べても、川西市の場合、男性では性別役割分担意識を持つ人が多く見られます。すべての市民が個性を活かし、住みよいまちを築くためにも、あらゆる機会・場所で、男女共同参画のもとでジェンダー問題についての学習が進められねばなりません。

平成11(1999)年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき平成14(2002)年に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や平成17(2005)年から始まった「人権教育のための世界プログラム」などを活用しながら、人権が尊重され、男女がともに生き生きと生きることができる社会を築くことが課題です。

学校園等とはもとより、家庭・地域・職場で、男女ともに学ぶ機会をさらに整える必要があります。男女共同参画を進めるあらゆる分野の施策と関連させて、教育・啓発を推進することが重要です。

「夫は外で仕事をし、妻は家事・育児など家庭を守るべきである」という考えについて



【川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書P24】

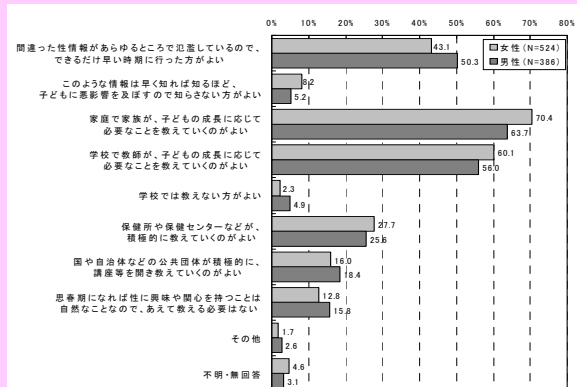
課題 1 学校・幼稚園・保育所等における男女平等教育の推進

- 施策の方向 1. 学校・幼稚園・保育所等での男女平等教育の徹底
- 施策の方向 2. 男女平等の進路指導、職業観・労働観を育む教育の推進
- 施策の方向 3. 人権尊重に基づいた性教育の推進
- 施策の方向 4. 教職員研修の充実と管理職等への女性の登用の促進

【主な具体的施策】

- 施策No.3 学校・幼稚園・保育所の自主性を尊重しながら、男女混合名簿の導入を図る。
- 施策No.9 男女平等の進路指導、職業観、労働観の推進を図る。

「現在、10歳代の子どもたちに人工中絶や性感染症があることは社会問題となっています。その増加をくい止めるためには、性と生殖に関する正しい知識を子どもたちに教えることが重要といわれていますが、このことについてあなたはどのように思われますか。(複数回答)」



【川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書P75】

課題 2 家庭・地域・職場における学習機会の整備

- 施策の方向 1. ジェンダー問題に関する市民及び市関係者の学習機会の充実
 施策の方向 2. 女性の政治等への参画促進のための学習機会の充実
 施策の方向 3. ジェンダー問題に関する職場研修に向けての企業等への働きかけ
 施策の方向 4. 公民館・生涯学習センター・児童や親のための機関・団体等での男女平等教育の拡充と施設・機関相互の連携促進
 施策の方向 5. 地域の多様な学習・交流の場における男女平等教育の推進と男性の生き方学習の促進

【主な具体的施策】

施策No.16

市職員及び市関連機関の職員を対象に階層別・職務別等研修の充実を図る。

施策No.21

男女共同参画センターを拠点として、公民館、生涯学習センター、総合センターなど市内の各施設とネットワーク化を図る。

課題 3 人権意識を高めるための啓発活動の充実

- 施策の方向 1. 男女共同参画に関する法等の周知徹底と人権擁護のための啓発活動の充実
 施策の方向 2. 人権行政推進プラン等を活用しての人権確立への取り組みの推進

【主な具体的施策】

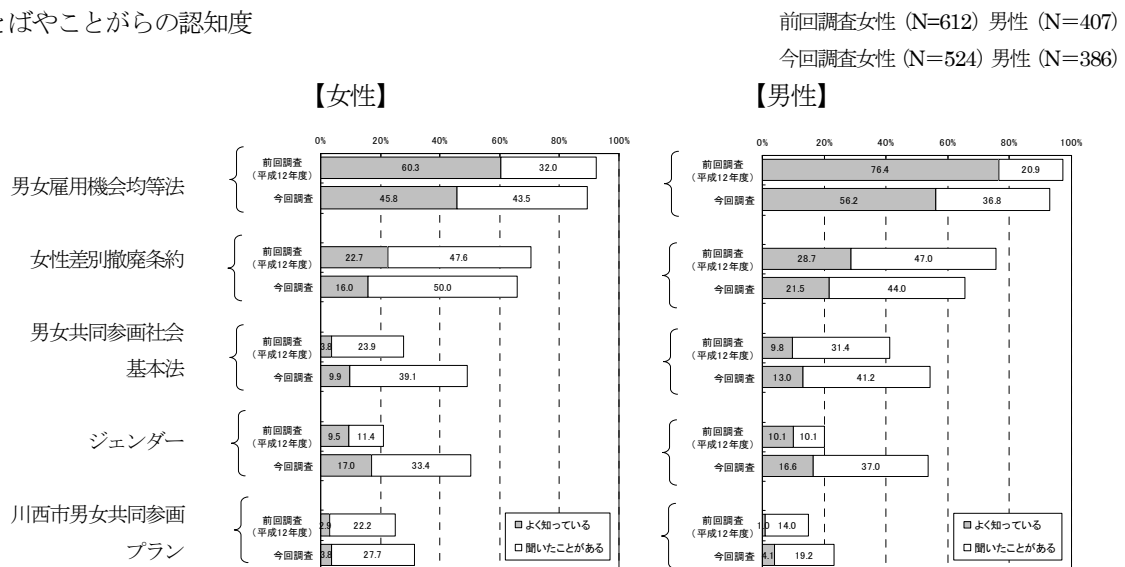
施策No.30

固定的な性別役割分担意識を是正するための学習・啓発を推進する。

施策No.31

「川西市人権行政推進プラン」等を活用しての人権確立への取り組みを推進する。

ことばやことからの認知度



【川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書P77～P78】

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

家庭、学校、職場、地域社会等の場において、政治、経済、メディア、芸術文化、生活文化、国際交流などのあらゆる活動への男女共同参画をさらに推進する必要があります。一方で、男女共同参画の現状をみると、各分野で女性か男性かの参加の偏りが非常に顕著です。この実態をふまえて、数値目標をしっかりと掲げた積極的格差是正政策（ポジティブ・アクション）を講じていかねばなりません。

家庭での男性の家事・育児・介護への参加、学校での生徒に対する男女平等教育の推進のみならず、教員の管理職の男女比率や、進路指導における性による偏りの是正に努めていく必要があります。また、職場の職務配置、教育訓練、昇進・昇格・賃金の平等確保、地域社会における活動への男性の若い時期からの参加、女性のリーダーシップの育成など多くの課題があります。

職場の問題とその取り組みについては、基本目標3で詳細に取り上げることとし、ここでは主として、家庭、学校、地域における男女共同参画についての課題を扱います。

家庭、地域社会、市政等への参画における性別による偏りを是正し、国際的視点での取り組みを進めます。

課題 4 市政に関わる意思決定、方針決定における女性のさらなる参画促進

施策の方向 1. 政策・方針決定に関わる審議会等への女性の参画促進

施策の方向 2. 女性職員・教員の職域拡大と管理職等への登用促進

【主な具体的施策】

施策No.32

審議会等への女性委員の登用率について40%を目標値とし、クォータ(割当)制度などを検討し、30%の早期達成をめざす。また、女性委員のいない審議会等の解消に努める。

施策No.34

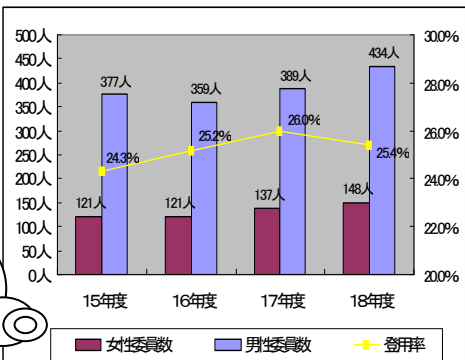
まちづくりへの男女の参画を促進する。

目標値40%

(審議会等への女性委員の登用率)

早期達成目標 30%

審議会への女性委員登用状況



課題 5 地域社会への男女共同参画の促進

施策の方向 1. 自治会、コミュニティ等、地域に根ざした市民活動への男女対等な参加のための啓発・情報発信活動の取り組み

施策の方向 2. 男女共同参画を促進するような地域における施設の催し、セミナー、講座などの企画の実施

【主な具体的施策】

施策No.41

市民活動やNPO設立、運営等が男女対等に行われるよう啓発に努める。

施策No.45

公民館などの社会教育施設をはじめさまざまな場で、男女共同参画を啓発するような催し、講座・セミナー等を開設する。

課題 6 男女共同参画を支援する保育と介護システムの充実

- 施策の方向 1. 出産・子育てしやすい環境・制度の迅速な整備
 施策の方向 2. 家族の介護中の男女の社会参加を可能とする支援ネットワークの整備
 施策の方向 3. 仕事と育児・介護の両立支援(ワーク・ライフ・バランス)に関する情報や条件の提供
 施策の方向 4. 男性の育児・介護休暇制度取得の推進

【主な具体的施策】

施策No.46

子育て中の男女がさまざまな活動に参加できるよう保育体制の整備に努める。

施策No.54

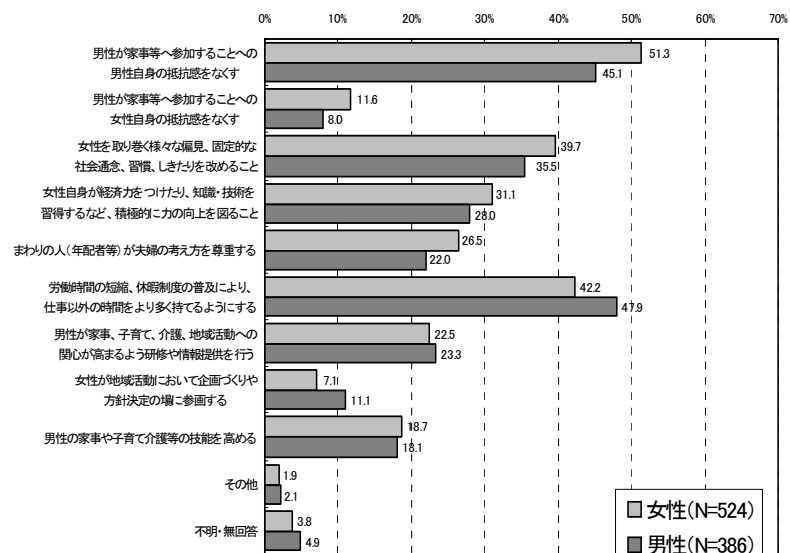
市内の施設に設置している「プレイルーム」に、子育て支援相談員を配置し、子育て相談などを実施する。

施策No.57

「女性のチャレンジひろば」などを利用して、仕事と育児・介護の両立支援(ワーク・ライフ・バランス)に関する情報や条件の提供を図る。

「あなたは、男女がともに家事、子育て、介護、地域活動など、あらゆる分野に積極的に参加していくために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)」

【川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書P61】



課題 7 国際的視点による男女共同参画社会の促進

- 施策の方向 1. 国際交流・協力のための会議・シンポジウム等への女性の参加促進
 施策の方向 2. 市内在住外国人などへの支援体制の充実
 施策の方向 3. 近隣のアジア諸国や開発途上国のジェンダー問題についての啓発・学習の推進
 施策の方向 4. 海外姉妹都市との相互連携による就労意識や男女共同参画についての意見・情報交換
 施策の方向 5. 川西市国際交流協会の活用と会員数増加に向けての積極的PR

【主な具体的施策】

施策No.60

国際理解や協力、交流のための講座、講演会などへの女性の参加促進を図る。

施策No.63

親善大使の姉妹都市への派遣や受け入れなどをおして、お互いの文化を理解し、国際意識の向上を図る。

基本目標 3 女性の就業促進と労働条件の整備

日本国憲法第27条は「すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負う」と規定しており、働く権利は基本的人権です。個人の経済的自立は人としての尊厳と自由を守るためにとても重要であり、一般に就業によって得られるものです。

平成11（1999）年度に大幅改正された男女雇用機会均等法が施行され、労働基準法、パートタイム労働法、派遣労働法などの労働法制が大きく変わりました。さらに平成19（2007）年4月から改正男女雇用機会均等法が施行されます。これら法改正は、女性の就業条件の平等を促すだけでなく、労働環境や体系を著しく変えるものであり、市政としてはその遵守と有効な運用を労使双方に促し、個人生活、家庭生活、地域活動との調和を勧めていく必要があります。女性の就業促進と労働条件の整備は、まさに積極的格差是正政策（ポジティブ・アクション）として取り組まねばなりません。

男女雇用機会均等法や労働関係法規の改正に伴い、その遵守と有効な運用を労使双方に促し、仕事とそれ以外の生活が調和のとれたものにする必要があります。また、積極的格差是正措置として、女性の就業促進と労働条件の整備を行うことが求められます。

課題 8 女性の職業能力の開発と就業促進

- 施策の方向 1. 女性の職業能力の開発と雇用機会の確保
- 施策の方向 2. 女性の起業への支援・サポート体制の徹底
- 施策の方向 3. 女性の就業継続サポート体制によるM字型就業形態の解消

【主な具体的施策】

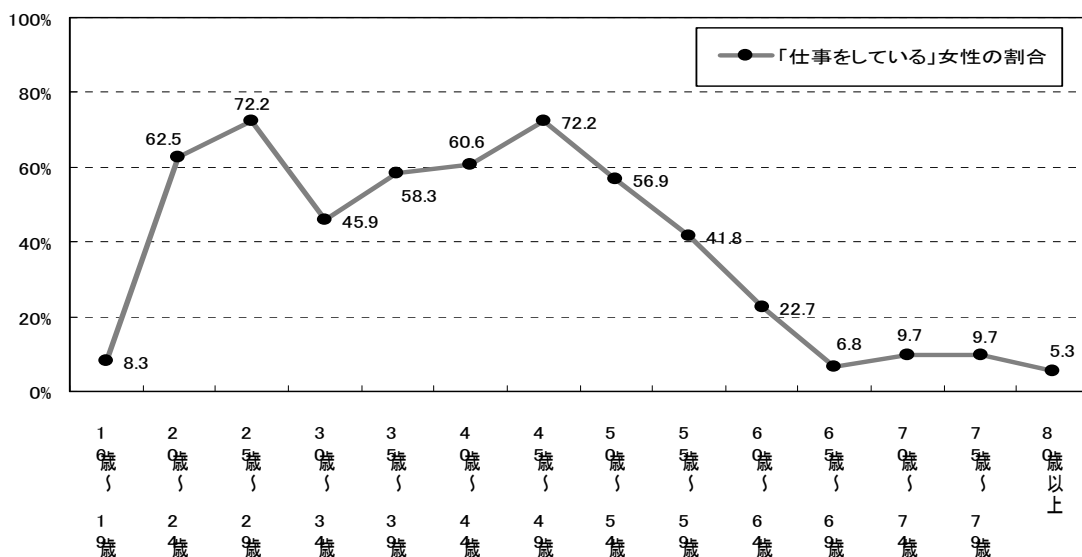
施策No.65

女性の就職、転職、再就職を支援するための「女性のチャレンジひろば」の開設や講座の開催、キャリア相談やパートバンクを活用し、就労を希望する女性を支援する。

施策No.70

保育や介護に関する制度の普及や保育や介護サービスに関する講座・情報提供を充実する。

女性の就労状況



【川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書P43】

課題 9 職場の男女平等の確立と労働条件の整備

- 施策の方向 1. 職場での男女平等を推進するための積極的格差是正政策の強化
 施策の方向 2. 職場での適正な評価機能・システムの徹底
 施策の方向 3. 市職員の男女平等雇用の推進
 施策の方向 4. 企業・事業主に対する男女均等な待遇確保の周知徹底
 施策の方向 5. 家族的責任を持つ男女労働者への仕事と家庭生活の両立支援
 施策の方向 6. 男女のセクシュアル・ハラスメント防止に関する取り組み
 施策の方向 7. あらゆる労働におけるサポート支援・相談の充実
 施策の方向 8. 育児・介護休業の男性への一層の普及・啓発

【主な具体的施策】

施策No.71

男女雇用機会均等法の趣旨や内容についての理解を広めるとともに固定的な性別役割分担に基づく意識の解消に向けた啓発に努める。

施策No.81

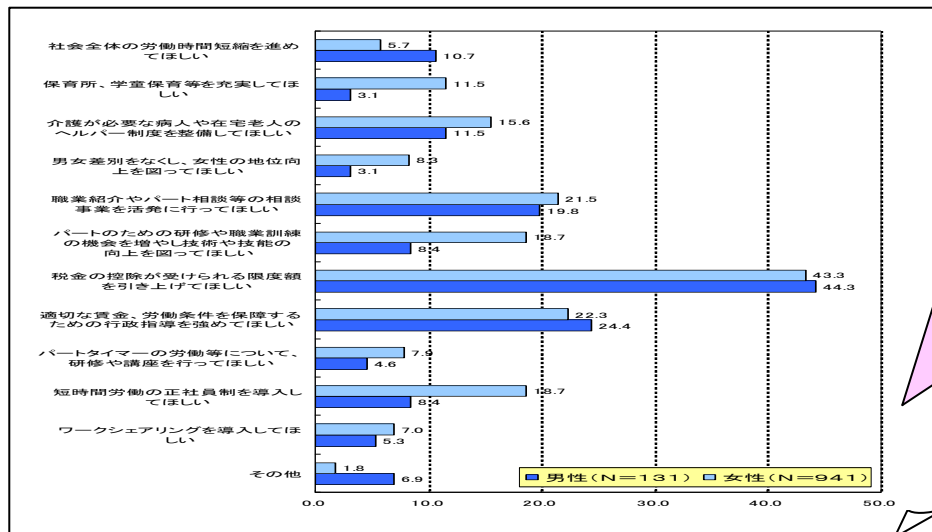
ファミリーサポートセンター（仕事と育児両立支援特別援助事業）の充実を図る。

施策No.82

男女雇用機会均等法を踏まえ、セクシュアル・ハラスメント防止の指針等に基づき、取り組みを進める。

施策No.83

働く男女の視点にたって相談できる労働相談窓口を設置する。



「あなたがこれから働き続けていくために行政や地域に対して、どのようなことを改めてほしいですか。(〇は3つまで)」

【川西市パートタイム労働者の労働実態調査報告書P99】

課題 10 労働福祉の充実

- 施策の方向 1. 小規模事業所における労働環境・状況の改善とその充実
 施策の方向 2. 働く女性の健康の維持と管理への配慮

【主な具体的施策】

施策No.87

市内中小企業のパートを含む労働者に対し、健康診断等の受診機会を男女ともに提供する。

施策No.89

妊娠・出産機能の母性保護に関する労働基準法、男女雇用機会均等法の周知を図る。

課題 11 雇用形態の多様化に対応した労働条件の格差是正

- 施策の方向 1. パートタイム労働者など非正規雇用者の要望に見合った労働条件の向上
 施策の方向 2. 積極的格差是正政策に関する事業主への啓発
 施策の方向 3. ワークシェアリング導入に対応した労使双方への意識改革の促進
 施策の方向 4. 正規雇用を望む非正規雇用者への情報提供や働きかけの取り組み

【主な具体的施策】

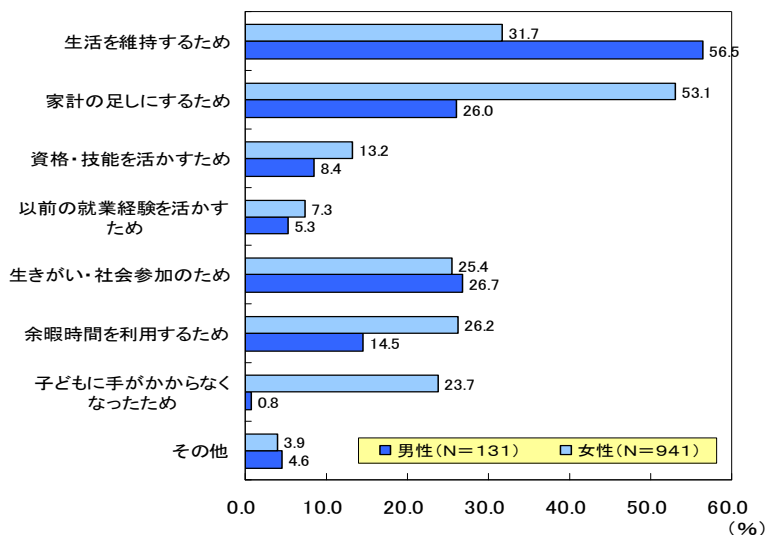
施策No.90

労働者及び事業主に対しては、パート労働法やパート指針等の周知を図る。

施策No.93

市内の事業所に対し、ワークシェアリング導入に対応する意識改革の普及啓発を図る。

「あなたが働いている理由はなんですか。(複数回答)」



【川西市パートタイム労働者の労働実態調査報告書 P87】

課題 12 自営業などにおける労働環境の整備

- 施策の方向 1. 農林業、自営業で働く女性の地位向上や労働福祉の推進
 施策の方向 2. 農林業、商工会関係の団体・組織における女性役員・委員の積極的登用
 施策の方向 3. 家族経営協定の普及促進
 施策の方向 4. 自営業者同士の交流機会や情報提供への配慮

【主な具体的施策】

施策No.96

家族従業者の広域的なネットワークの形成を図る。

施策No.99

自営業者同士の交流機会や情報提供を図る。

基本目標 4 性と生殖に関する健康と権利の増進

生涯にわたる健康は誰しも望むところです。それには幼少から成長の段階に沿って高齢期まで不断の配慮が求められます。生活環境、モーダル・システム（輸送の効率化・省エネルギー化を図る物流システム）の変化は健康づくりについても新しい課題を生み出しますのでそれに対応した施策を絶えず検討しなければなりません。

1995年、国連の北京行動綱領は性と生殖に関する健康と権利に関する社会的支援が必要なことを述べていますが、それは国連の特別総会「女性2000年会議」においても引き続き指摘されています。特に女性の子どもを産むか産まないかの自己決定は永年にわたって女性たちが求めてきたことで、女性が一生にわたる自律的生き方ができるかどうかを左右する鍵です。また近年、生殖補助医療の発展は著しいものがありますが、妊娠・出産を望む人、望まぬ人それぞれに正確な情報が必要です。望まぬ人に対しては生むことへの圧力になりかねないからです。またこの分野の法的整備については議論のあるところですが、今後の変化に対応した広報と関係機関との連携した検討が求められます。

これまでの政策課題を、さらに積極的に取り組んで行くと同時に、いくつかの新しい課題の設定も必要になっています。

課題 13 性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護

- 施策の方向 1. 性と生殖に関する健康と権利についての正しい知識の普及
- 施策の方向 2. 母体保護法の周知
- 施策の方向 3. 安心して産み育てられる環境の整備
- 施策の方向 4. 産婦人科・小児科の情報提供及び検診の充実
- 施策の方向 5. 「川西市次世代育成支援対策行動計画」の周知
- 施策の方向 6. 母子保健の充実

【主な具体的施策】

施策No.103

広域での小児救急と産婦人科診療体制の整備と情報提供システムの構築を図る。

施策No.105

「川西市次世代育成支援対策行動計画」の周知と計画の推進を図る。

課題 14 男女のライフステージに沿った健康づくり

- 施策の方向 1. 男女の個性と年齢に応じた健康づくりの支援
- 施策の方向 2. 健康情報の重点的な周知徹底
- 施策の方向 3. 健康診断をすべての人が受けられるようなシステムの構築
- 施策の方向 4. 青少年への薬物乱用防止、性感染症予防対策の推進
- 施策の方向 5. 各種依存症を救済するための自助グループの立ち上げ

【主な具体的施策】

施策No.108

生活習慣病等、個人に応じた健康づくりのための保健指導や健康相談を充実する。

施策No.110

生涯を通じた健康の保持増進のため、健康診断の受診機会の確保に努める。

基本目標 5 男女の安全で安心なくらしづくりの条件整備

川西市の少子高齢化は著しく、後期計画期間においてもこの傾向は続くのは確実です。高齢者が人口の三分の一を占める社会は、これまで経験したことのない政策課題を生み出すこととなります。

2000年の国勢調査によれば、川西市の高齢者の80歳代は女性が男性の2倍以上、90歳代は3倍以上になっています。そのため高齢期の問題には、女性問題が顕著に現れます。女性も男性も生き生きその人らしく暮らせるよう、所得や介護支援に現れているジェンダー・バイアスから生じる問題を解消する施策が望まれます。したがって後期計画においては、高齢者の暮らしにおけるジェンダー問題に敏感な施策を求めます。

平成17年7月の「川西市男女共同参画に関する市民意識調査」によれば、周囲に何らかのDVがあった割合は女性の25.4%、男性の11.4%、セクシュアル・ハラスメントがあった割合は女性で30.3%、男性で24.7%になっていました。自分自身が被害にあった女性は6.1%ですが、そのうち身体的暴力が66.2%にも及んでいます。これらは決して看過できない数字です。したがって後期も「女性に対するあらゆる暴力の根絶」は引き続き重要な課題です。

高齢になればなるほど女性が圧倒的に多いことから、政策の重点をジェンダー問題の解消におくことが必要です。またDV防止法やストーカー規制法が十分機能するような取り組みが望まれます。

課題 15 高齢者等の暮らしにおけるジェンダー問題を解消するための条件整備

- 施策の方向 1. 医療制度、税制、社会保険制度の変化に伴う高齢者の負担増についての相談充実
- 施策の方向 2. 障害者自立支援法、高齢者虐待防止法の周知等による障害者・高齢者等の自立支援と福祉の充実
- 施策の方向 3. 市内の高齢化率の差異に注目したまちづくりの推進
- 施策の方向 4. 女性への介護負担の偏りの解消
- 施策の方向 5. 団塊の世代の退職の増加を視野に入れた男性の地域活動への参加促進
- 施策の方向 6. 男性の更年期、ストレスに関する情報の提供
- 施策の方向 7. ひとり親家庭への支援

【主な具体的施策】

施策No.115

高齢者虐待防止法等の周知等による高齢者虐待に関する相談体制の充実と自立支援の充実を図る。

施策No.126

退職男性の家庭・地域活動への参加のために、男女共同参画に関する啓発等を図る。

国勢調査結果（年齢別人口）

	平成7年度調査		平成12年度調査		平成17年度調査	
	人口(人)	総人口比(%)	人口(人)	総人口比(%)	人口(人)	総人口比(%)
年少人口(15歳未満)	20,013,730	15.9	18,472,499	14.6	17,521,234	13.7
生産年齢人口(15歳以上65歳未満)	87,164,721	69.4	86,219,631	67.9	84,092,414	65.8
老年人口(65歳以上)	18,260,822	14.5	22,005,152	17.3	25,672,005	20.1
年齢不明	130,973		228,561		482,341	
総人口確定数	125,570,246		126,925,843		127,767,994	

課題 16 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 施策の方向 1. 性的マイノリティや在日外国人を含めた女性に対する暴力を根絶するための相談・支援
 施策の方向 2. 配偶者、事実婚の相手、離婚後の元夫からの暴力のみならず、デートの相手からの暴力も視野に入れた防止対策の推進
 施策の方向 3. セクシュアル・ハラスメントの防止のための積極的取り組みの推進
 施策の方向 4. ストーカー行為の防止、売買春の禁止の推進

【主な具体的施策】

施策No.134

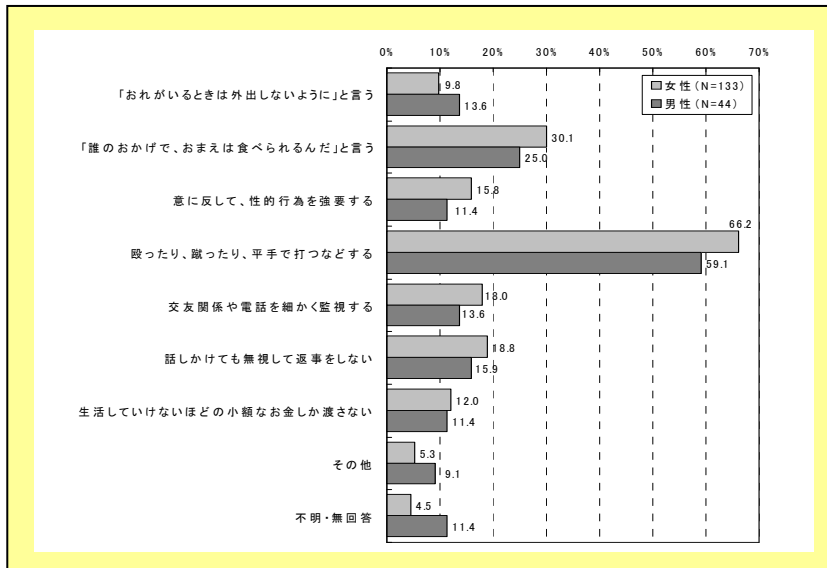
市職員や教職員及び民生委員や病院など関係関連機関の担当員を対象に研修を実施する。

施策No.136

児童虐待、高齢者虐待を含む女性に対するあらゆる暴力に対応できる体制の整備と関係機関・団体とのネットワーク体制を強化する。

施策No.137

DV・児童虐待に関する被害者の自立を含め支援の充実を図る。



「周囲に何らかのドメスティック・バイオレンスがあった方だけに質問します。
あなたが経験したり見聞きしたドメスティック・バイオレンス (DV) はどのような内容ですか。(複数回答)」

【川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書P65】

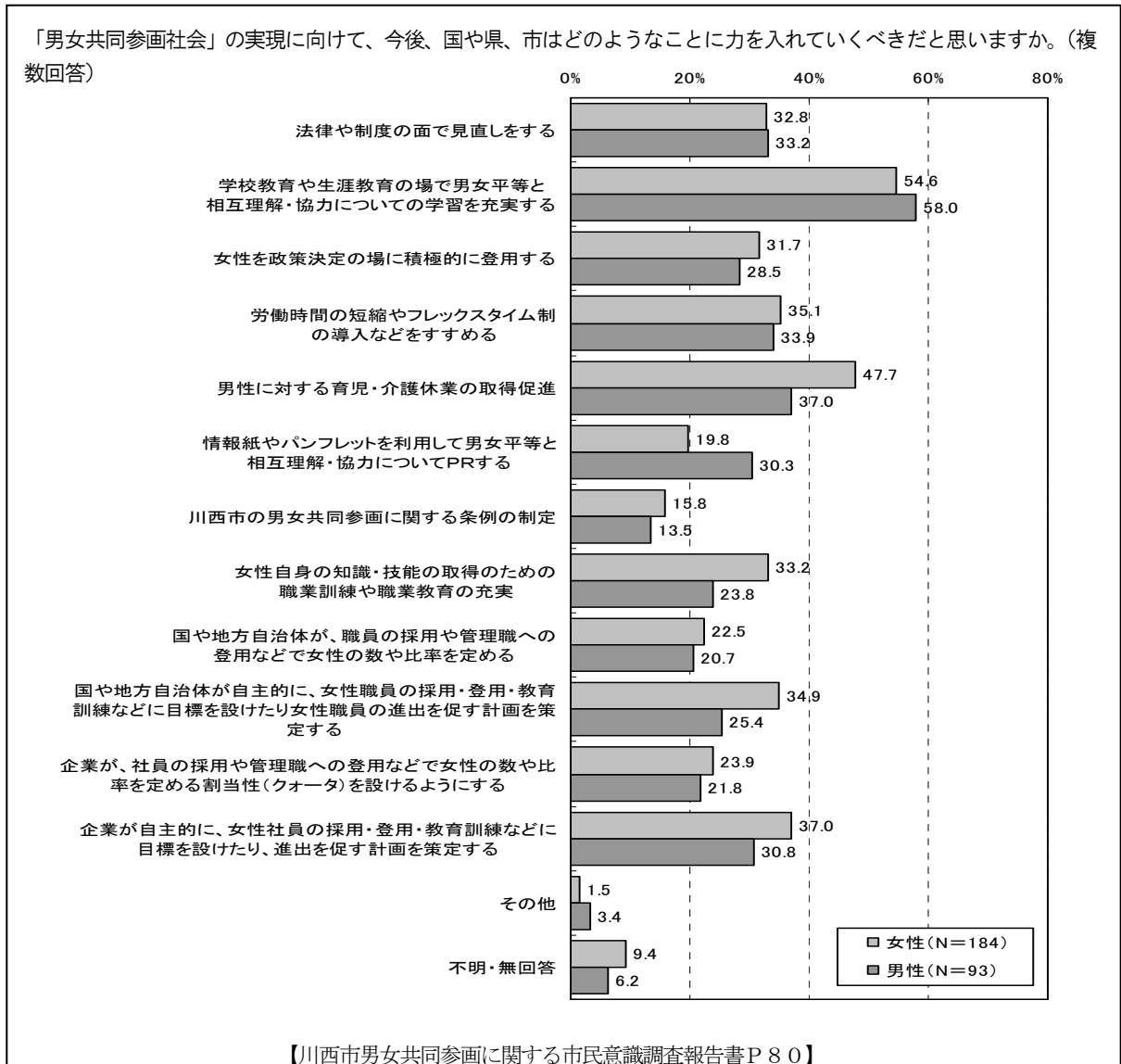
川西市人口統計 (年齢別人口)

	平成12年9月末現在						平成17年9月末現在						平成19年3月末現在					
	男性		女性		計		男性		女性		計		男性		女性		計	
	人口(人)	総人口比(%)	人口(人)	総人口比(%)	人口(人)	総人口比(%)	人口(人)	総人口比(%)	人口(人)	総人口比(%)	人口(人)	総人口比(%)	人口(人)	総人口比(%)	人口(人)	総人口比(%)	人口(人)	総人口比(%)
年少人口 15歳未満	10,900	6.9	10,254	6.5	21,154	13.4	11,314	7.0	10,702	6.6	22,016	13.6	11,336	7.0	10,724	6.6	22,060	13.7
生産年齢人口 15～65歳未満	53,508	34.1	57,117	36.4	110,625	70.5	51,115	31.7	55,268	34.3	106,383	66.0	49,454	30.8	53,490	33.3	102,944	64.1
老年人口 65歳以上	11,224	7.1	13,825	8.8	25,049	15.9	14,866	9.2	17,785	11.0	32,651	20.2	16,146	10.0	19,335	12.0	35,481	22.1
合計	75,632		81,196		156,828		77,295		83,755		161,050		76,936		83,549		160,485	

基本目標 6 男女共同参画社会実現のための総合施策の推進

川西市では、平成5（1993）年に女性プランが策定され、以後男女平等に向けての施策が展開されてきました。平成15（2003）年には、男女共同参画プランのもと、市長を長とする男女共同参画推進本部が設置され、全庁あげての取り組みが進められてきました。男女共同参画センターにおいてジェンダー問題についての講座・相談・情報提供等の事業も行われ、ここを拠点とした市民の活動も展開されてきました。また、男女共同参画審議会も設置され、男女共同参画推進員の委嘱も行われています。しかし、「市民意識調査」の結果に見られるように、このプランを知らない人が女性で62.0%、男性で72.8%、川西市男女共同参画センターを知らない人が女性で69.5%、男性で79.5%あります。さらに男女共同参画施策を調整する部門の充実を図り、男女共同参画センターの整備を進めて、市民との協働による全庁的な施策の推進によって、男女共同参画社会の実現を期さなければなりません。

全庁的な男女共同参画の推進を図るため、その調整部門の強化に努め、男女共同参画センターの市民への周知徹底を図り、専門的力量を具えた職員の配置と地域への働きかけによって、市民との協働で施策を推進することが必要です。



課題 17 男女共同参画施策推進体制の充実

- 施策の方向 1. 庁内の連携強化による施策の総合的推進
施策の方向 2. 県や他の市町との連携による効果的な施策の展開
施策の方向 3. 男女共同参画政策に関する市民の相談・苦情処理体制の整備
施策の方向 4. 市民による施策の進捗状況評価の仕組み整備
施策の方向 5. 男女共同参画のための条例の制定
施策の方向 6. 男女共同参画のモデルとなる庁内体制の整備

【主な具体的施策】

施策No.141

「男女共同参画推進本部」の活性化を図ることで、全庁的な施策の推進を強化する。

施策No.142

プランの策定とその進行管理のための諮問・専門機関として「男女共同参画審議会」を設置し、必要に応じて開催する。

施策No.143

県や阪神北泉民局管内の市町をはじめ、県内外の関係機関との連携による効果的な施策展開に努める。

施策No.151

「川西市次世代育成支援特定事業主行動計画」に基づき、これからキャリア形成をしようとする職員のための、仕事と家庭の両立支援相談員の設置を検討する。

課題 18 男女共同参画センターの整備と相談・援護体制の充実

- 施策の方向 1. 男女共同参画センターの周知徹底と機能の拡大、他機関との連携による事業の充実
施策の方向 2. 男女共同参画センターの専門職員体制の整備
施策の方向 3. 相談関係機関のネットワークシステムの確立による相談・擁護体制の強化

【主な具体的施策】

施策No.152

男女共同参画センターの一層の周知を図る。

施策No.157

川西健康福祉事務所や川西子ども家庭センター、川西警察をはじめとする県関係機関及び市の福祉事務所や教育委員会との連携を強化する。

課題 19 市民力の形成

- 施策の方向 1. ジェンダー問題に取り組む市民団体・グループの支援及び人材登用の促進
施策の方向 2. コミュニティワーカーの養成と地域への配置

【主な具体的施策】

施策No.159

男女共同参画に取り組む市民団体をはじめとする市民グループのネットワーク化の推進を図る。

施策No.160

男女共同参画センター事業の講座等の企画を公募にするなど、市民ニーズが直接繁栄できる施策を検討する。

